

大和国三輪の玄賓僧都伝説

原田 信之

はじめに

平安時代初頭の弘仁九年（八一八）六月一七日、法相宗学問僧であった玄賓が入寂した^①。それを知った嵯峨天皇は、「哭賓和尚（賓和尚を哭す）」と題する漢詩を作つて玄賓の死を嘆いた（弘仁九年成立『文華秀麗集』所収）。玄賓（七三四～八一八）は、桓武天皇（在位七八一～八〇六没）・平城天皇（在位八〇六～八〇九病により讓位。八二四没）・嵯峨天皇（在位八〇九～八二三讓位）という三代にわたる天皇に厚い信頼を寄せられたにもかかわらず、世俗的な名声を厭い、都から離れた土地に隠遁する道を選んだ。このような姿勢から、後代、玄賓は隱徳の聖の理想像ととらえられ、数々の説話が生み出されてゆくこととなったようである。玄賓は各地で隠棲したとされているが、玄賓が大僧都職を辞し備中国に隠遁したことについては、複数の確実な資料が残されているので史実とみられる^{②③}。そのためか、備中国各地には玄賓僧都に関する伝説が複数伝承されている^④。大和国三輪（現在の奈良県桜井市）には、玄賓が一時隠棲していたと伝承されている玄賓庵という寺院がある。『発心集』や『古事談』等の説話集には玄賓が三輪に隠棲していたことが記され、謡曲「三輪」には玄賓と三輪明神とのやりとりが描かれている。また、三輪の玄賓庵には「玄賓庵略記」という縁起が伝わっている。

本稿は、謡曲「三輪」や「玄賓庵略記」などの関連資料を参考にしな

がら、大和国三輪の玄賓僧都伝説をめぐる諸問題について考察することを目的とする^⑤。

I 三輪と玄賓

玄賓が三輪に隠棲していたという伝承は、いつ頃成立したのであるか。玄賓と三輪との関係を記した確実な記録は伝えられていないようであるが、古いものとしては、大江匡房（一〇四一～一一一一）の談話を藤原実兼（一〇八五～一一二二）が筆録したとされる『江談抄』がある。古本系『江談抄』に「弘仁五年玄賓初任^二律師^一。辞退歌云。三輪川清^三流^二洗^一天^三衣袖^二、更不^レ穢^一云々」という記述がある。ここに記されている歌が玄賓と三輪の関係を広める大きな役割を果たしてきたように思われる。『江談抄』では弘仁五年（八一四）に玄賓が初めて律師に任じられた時に辞退して歌つたものが「三輪川」の歌だと記されている。しかし、弘仁五年は大僧都の玄賓が備中国湯川寺に隠遁したとされる年であり、年代が混乱していることがわかる。『江談抄』は「十二世紀の初め、匡房の薨去後あまり遠くない時期に成立した」と推定されているから、少なくとも玄賓が亡くなって約二百年後の平安時代末期頃には玄賓と三輪をめぐる伝承が成立していたらしいことがうかがえる。

この「三輪川」の歌は寛弘九年（一〇一一）頃の成立とされる藤原公任

(九六六〜一〇四二)撰『和漢朗詠集』下に収載されていることから、一世紀初めには知られていたことがわかる。ただし、『和漢朗詠集』下では「みわがはのきよきながれにすゝぎてしわがなをさらにまたやけがさん」と下の句に異同があり、「玄賓」の名が記されていない諸本が多い^④。

また、保元三年(一一五八)頃の成立とされる藤原清輔(一一〇四〜一一七七)著『袞草紙』に「玄賓僧都、三輪川のきよき流れにすすぎてしわが名をさらにまたはけがさじ」とあることから、少なくとも『江談抄』以降、この「三輪川」の歌は玄賓の歌として知られるようになったらしいことがうかがえる。

玄賓と三輪との関係を記した説話としては、建保四年(一二二六)以前成立と推定されている鴨長明(一一五五?〜一二二六)著『発心集』巻第一―「玄敏僧都、遁世逐電の事」が知られており、前半に次のような部分がある。

昔、玄敏僧都と云ふ人有りけり。山階寺のやむごとなき智者なりけれど、世を厭ふ心深くして、更に寺の交はりを好まず。三輪河のほとりに、僅かなる草の庵を結びてなむ思ひつつ住みけり。

桓武の御門の御時、此の事聞こしめして、あながちに召し出だしければ、遁るべき方なくて、なまじひに参りにけり。

されども、なほ本意ならず思ひけるにや、奈良の御門の御世に、大僧都になし給ひけるを辞し申すとて詠める。

三輪川のきよき流れにすすぎてし

衣の袖をまたはけがさじ

とてなむ、奉りける。

かかる程に、弟子にも使はる人にも知られずして、いづちともなく失せにけり。さるべき所に尋ね求むれど、さらになし。云ふかひ無くて日比へにけれど、彼のあたりの人は云はず、すべて、世の嘆

きにてぞありける^⑤。

この部分に、山階寺(興福寺)の学僧であった玄敏(通常は玄賓と表記)僧都が三輪川のほとりに草庵を結んで隠棲していたこと、桓武天皇から無理に呼び出されて仕方なく参上したこと、大僧都に任命されたが「三輪川のきよき流れにすすぎてし衣の袖をまたはけがさじ」という和歌を詠んで辞退してどこかへ姿を消してしまったことなどが記されている。なお、これと同文の説話が建暦二年(一二二二)〜建保三年(一二二五)頃の成立とされる源頭兼(一一六〇〜一二二五)編『古事談』巻三に収載されているが、『発心集』と『古事談』の先後関係についての学説はまだ確定していない。仮に『発心集』(もしくは『古事談』)が先行していたとした場合、作者(编者)はどのようにして三輪の玄賓隠棲説話を知ったのであろうか。現在残っている資料類から単純に考えると、『江談抄』に記載されている「三輪川」の歌をめぐる簡略な説話が元となり、それに少し肉付けをして成立したのが『発心集』(もしくは『古事談』)所収の玄賓三輪隠棲説話である可能性が高いように思われる。

なお、『発心集』や『古事談』には、三輪隠棲説話以外の玄賓関連説話が所収されている。『発心集』では、巻第一―「玄敏僧都、遁世逐電の事」の後半に越の国で玄賓が渡し守をしていたという説話があり、巻第一―二人、伊賀の国郡司に仕はれ給ふ事」に玄賓が伊賀の国で馬飼をしていたという説話、巻第四―六「玄賓、念を重相の室に係くる事・不浄観の事」に玄賓が不浄観により煩惱を退けたという説話がそれぞれ所収されている。『古事談』では、『発心集』の不浄観説話は所収されていないが、それ以外の三輪隠棲説話、越の国渡し守説話、伊賀の国馬飼説話が同文で所収されている。これらの説話の登場により、隠遁聖としての玄賓の位置づけはますます強くなつていったようである。

II 謡曲「三輪」と大神神社

三輪と玄賓にかかわるものとして現在最も良く知られているのは、謡曲「三輪」であろう。謡曲「三輪」には、大和国三輪の山のふもとに住む玄賓と三輪明神とのやりとりが描かれている。謡曲「三輪」の作者は未詳であるが、『能本作者註文』等に世阿弥（一三六三?～一四四三?）作とあり、寛正六年（一四六五）の演能記事があることから、『発心集』や『古事談』に玄賓三輪隠棲説話が収載されてから約二百年後に謡曲「三輪」が作成されたらしいことがわかる。

謡曲「三輪」の登場人物は、ワキ・玄賓僧都、シテ・女、アイ・所の者、後シテ・三輪明神である。以下、謡曲「三輪」のあらすじを簡単に述べることにする。最初にワキの玄賓僧都が登場し、次のような名ノリを述べる。

これは和州三輪の山蔭に住まひする、玄賓と申す者にて候。さてもこの程檜閼伽の水を汲みてこの僧に与ふる者の候。今日も来りて候はば、いかなる者ぞと名を尋ねばやと思ひ候。

この最初の名ノリの部分で、玄賓が大和国三輪の山のふもとに住んでいること、自分のところに檜を摘み閼伽の水を汲んで持ってくる者がいるので玄賓は名を尋ねたいと思っていることが語られる。その後、「三輪の里」に住んでいるという女（シテ）が登場し、「檜原の奥」の玄賓をたずねる。玄賓が「山田守る僧都の身こそ悲しけれ、秋果てぬれば、訪う人もなし」と歌を詠んでいると、女が来て案内を請う。女は、尊い人である玄賓僧都にいつも檜を摘み閼伽の水を汲んで差し上げていることを述べ、自分の罪業を助けてほしいと願い、玄賓に衣を乞う。玄賓は自分の衣を女に与える。

その後、三輪の大明神に参った所の者（アイ）が、御神木の杉の木に玄

賓の衣が掛かっているのを見つけ、玄賓に知らせる。それを聞いた玄賓が、檜を摘み閼伽の水を汲んで来てくれる女に自分の衣を与えたことを述べると、所の者が、それは疑いなく三輪大明神で、玄賓僧都が尊いので末世の衆生済度のために女の姿となって毎日檜を摘み閼伽の水を汲んで差し上げ、御衣を御所望になったのであらうと述べる。

玄賓が三輪明神のもとに行くと、自分の衣が杉の木に掛かっており、衣の褌に金色の文字で「三つの輪は、清く清きぞ唐衣、くると思ふな取ると思はじ」と書いてある。そして玄賓と三輪明神が会話を交わす。三輪明神は、神道では衆生済度の方便として神が人の身となることもあること、神代の昔物語は末代の衆生を済度するために方便として語られるものであること、三輪の神婚説話（芋環型）のこと、天の岩戸での舞いが神楽の起源であること、伊勢と三輪の神はもともと一体分神であることなどが語られる。そして最後に、「かくありがたき夢の告げ、覚むるや名残なるらん、覚むるや名残なるらん」と、三輪明神とのやりとりが玄賓の夢の中のお告げであることを述べて終わっている。

謡曲「三輪」では、玄賓が「山田守る僧都の身こそ悲しけれ、秋果てぬれば、訪う人もなし」という歌を詠む様子が描かれているが、これは、文永二年（一二六五）撰進『続古今和歌集』巻一七雑歌上に「備中国湯川といふ寺にて 僧都玄賓／山田もるそほづの身こそあはれなれ秋はてぬれば問ふ人もなし」として収められている歌である。「悲しけれ」「あはれなれ」と一部が異なっているが、謡曲「三輪」作者は玄賓らしさを出すために、意図的にこの歌を利用したものと推定される。

また、玄賓が三輪明神のもとに行き、杉の木に掛かっていた自分の衣の褌に金色の文字で歌が書いてある場面があるが、衣の褌に書いてあった「三つの輪は、清く清きぞ唐衣、くると思ふな取ると思はじ」という歌は、『江談抄』巻一に記されている「三輪川ノ渚ソ清キ唐衣クルト思ナ

エツトヲモハシ^⑤』という歌をふまえたものと見られる。『江談抄』では（都を去って他国に赴く時に）玄賓が道で行き会った女に衣をもらった際に詠んだ歌とされているが、謡曲「三輪」では、逆に、女が玄賓に衣をもらったとされ、さらにこの歌は三輪明神が詠んだことになっている。これらのことから、謡曲「三輪」の作者は、玄賓と三輪明神との関係を演出するために、当時知られていた玄賓関係の説話や歌を最大限に利用して創作したらしいことがうかがえる。

この謡曲「三輪」の内容から、『発心集』や『古事談』に収載された玄賓三輪隠棲説話が時代とともに増補改変されていった様子がうかがえる。一三世紀に作成された『発心集』では「三輪河のほとり」と漠然と記されていた隠棲地が、一五世紀に作成された謡曲「三輪」では、三輪の里の「檜原の奥」に住んでいたと範圍が狭められている（現在ある玄賓庵は「檜原谷」にある）。また、奈良県桜井市三輪の大神神社（おおみわじんじや）には、謡曲「三輪」で玄賓が三輪明神の化身の女に与えた衣が掛かっていとされる「衣掛の杉」がある（現在は枯れているため株だけが境内に保存されている）。

本地垂迹説や三輪流神道説をからませて作成された謡曲「三輪」の内容は、一五世紀における玄賓三輪隠棲伝説の発展という面でも興味深いものとなっている。謡曲「三輪」成立後、玄賓三輪隠棲伝説は新たな段階に入り、謡曲「三輪」の内容が核となってさらに詳細なものへと発展してゆくことになったと推定される。

III 玄賓庵と玄賓庵略記

中世に謡曲「三輪」が作成された後、近世に入ると地誌類に玄賓隠棲地についての具体的な記述がみえるようになる。

林宗甫著『大和名所記』（内題『和州旧跡幽考』）は、延宝九年（一六八二）に刊行された大和国の地誌であるが、卷二三・城上郡「玄敏谷」の項に「当世其跡とてあり。／玄賓僧都は（発心集）姓は弓削氏、河内ノ国の人なり。（後略）」と記されている。後略部分には、先にみた『発心集』巻第一の一の三輪川説話の本文をそのまま引用し（山階寺の山事なき智者也けれど又はけがさじ）まで）、続けて玄賓渡し守説話を簡略に記した後、最後に「発心集」と出典を示す割注を付している。

次に秋里籬島著『大和名所図会』巻四「玄賓庵の旧趾」の項の前半部分を引用する。

玄賓庵の旧趾は三輪山の北、檜原谷にあり一名玄賓谷といふ。本社より十町ばかりにして、日原社より一町東にあり。庵の跡下樋の水こゝにあり。山空うして常に松子落ち、谷幽にして人跡稀なり。嘗て玄賓僧都こゝに隠れて、白雲を枕にし、風は月と共に清うして、世の塵埃に染る事をさけ、解脱の空門にいましけり。（後略）^⑦

『大和名所図会』は、寛政三年（一七九一）に刊行された大和国の地誌である。この項の前半部分には、玄賓庵は三輪山の北に位置する檜原谷（一名玄賓谷）にあること、三輪社より十町・日原社より一町東にあり、樋の水が流れ、人跡稀な地であること、かつて玄賓僧都がここに隠棲したことなどが記されている。引用を省略した後半部分には、玄賓は弓削氏で河内国の人であること、三輪川のほとりに隠棲していたこと、桓武帝に無理に呼ばれて仕方なく参上したこと、越の国で渡し守をしていたことなどを『元亨釈書』や『発心集』を引用しながら記している（『釈書』「発心集」と割注を付している）。また、『大和名所図会』巻四「玄賓庵の旧趾」の項には、川のほとりの草庵で玄賓らしき老僧がくつろいでいる様子を描いた「玄賓庵」の絵が収載されている。^⑧さらに、『大和名所図会』巻四「三輪社」の項には「衣掛樹」の条があり「右の方に大木の杉あり。

玄賓僧都の衣をかけ給ふ所なりといふ。」と記されている。そして、「三輪社」の絵の中にも「衣掛杉」の名称と杉の木の絵が描き込まれている。²⁴

この一八世紀の『大和名所図会』巻四の記述から、一五世紀に作成された謡曲「三輪」の内容が着実に浸透し、「玄賓庵」や「衣掛杉」が三輪の名所として紹介されている様子がうかがえる。一方、一八世紀の『大和名所図会』に記された「玄賓庵」という名称や「衣掛杉」の名称と逸話が、一七世紀の『大和名所記』には記されていない点も注目される。

現在、三輪には玄賓庵（げんぴあん。奈良県桜井市大字茅原三七三）と称される寺院がある。玄賓庵には「玄賓庵略記」（げんぴあんりゃっき）という縁起が伝えられている。

次に、「玄賓庵略記」（玄賓庵所蔵本）の全文を引用する。²⁵ 旧字体・異体字等は原則として通行の字体に改め、句読点・濁点を付した。（なお、考察の都合上、便宜的に記号A～Fを付した。傍線・丸括弧内の注記も原田が付した）。

玄賓庵所蔵【玄賓庵略記】全文

A 和州式上郡三輪山檜原谷玄賓庵は、そのかみかの僧都山居の地なるがゆへ、永く其名を伝ふ。僧都姓は弓削、河州の産にて、山階寺に入てより是興福寺の、三論（法相カ）宗の碩徳とあふかれ、瑜伽唯識の幽蹟に通じ、其芳声都鄙に震ふ。然ども浮世を深く厭ひかつ僧官を篤くうれひ、跡を伯耆の国に遠く隠せり。時に人皇五十代桓武帝御不豫の事ありて、勅使くだりて加持あらむとの仰あり。其時呪力神験有て玉体たちまち常のごとくならせ給ふ。叡感ななめならず、給賞他にことなるを拝辞し、すみやかに居をさけ此檜原の奥に膝をいするの草廬を結び、朝夕怠なくただ苦修練行、としをつみ給ふ。

B そののち五十一代平城天皇の勅有て宮中に招請し給ふ時、
みは河の清き流にすすぎてし衣の袖をまたやけがさむ

との高詠叡信ますく、浅からず、大僧都に任じらるべきとありければ、

とつ国は水原きよし事しげき都のうちはすまぬまされり

如此朗吟して此檜原をもすみ捨、越路のかたにのがれくだりて、一河のわたし守となりて月日を送り晦跡をあまなひ給ふとき、一人の徒弟はからずこの物色をひそかに見とめけるをとみに察し、又他郷にけすがごとく身をかくさる。

C さきに檜原の幽居をしめ給ふ時神女来りてあかつきことに下樋の水をくみて闕伽に供す。有ときかの女僧都の故衣を乞ふ。求めに応じ一領施與あるとてかく、

三の輪の清き渡にから衣とるとおもふなやるとおもはじ

此とき神女よるこび眉宇にみつ。僧都すみところをとふに、

恋しくは訪ひ来ませ我宿はみわの山もと杉たてる門

かくこたへおはりて所在を失す。翌日明神へ詣せらるゝとき社前の老杉の枝にかの衣かかりて僧都の一詠金字あざやかに書せり。奇なるかな、明神師の徳をしたひ給ひて現形有けるなるべし。此一株に今に枯朽せずして衣掛の杉と号す。

D 又有時僧都社参のあした路辺の田中にて菜をつむ美婦あり。試に正路をとひ給ふとて、

うつせみのもぬけのからに物とへばしらぬ山地もおしへざりけりと吟唱したまへばかの婦人、

をしゆへとも真の道はよもゆかし我をみてたにまよふその身は

かく返詠を呈して後の在所をみず。神のかりに現し出で僧都と法縁をむすびたまへるものならむか。玄葉をつみけるところは則一の鳥居の右のかたの茶店の旧地なりとぞ。

E 僧都のちには備中国沼多（哲多カ）郡の山中に一廬を営み、道体をやしなふ。秋にいたれば、里人やま田のあれなむをうれひ僧都を勞

して猿鳥をおどろかしむ。

山田もるそうつの身こそ悲しけれ秋はてぬればとふひともし
此一首はかの山中にての歎詠なりとぞ。この歌『続古今集』にいれ
り。五十二代弘仁帝篤く師の道風を貴み給ひ、毎歳恭くも宸翰を染
させ給ひて法資たくひあらず。そのち弘仁九年六月己巳の日寿算
八十有余にして庵前の地に檜木の枝を倒にさし入、一笠をかけ迭鞋
一双を脱をきその去所をしらずといふ。思ふに是現身都率に生天し
給ふなるべしと、諸人拜信の頭をかたむけゝるとなり。其後貴賤遺
跡を仰ぎ故庵を失はず、一寺を締構し号して湯川寺といふ。僧都の
行状かの寺の縁起にも委く記せるとぞ。彼倒にしられたる枝、今に
ゑた葉繁茂して一千年の星霜を経ぬる迄、天地とともに永く存せり。

F 此地衣かけの老杉山海西来千里地こともといへども、信べし、其
妙瑞符節を合せたるごときをや。行賀僧都も師の旧蹤をしたひて、
此地に棲遅し給へりとなむ。人寰たたりかかる岑寂の深谷たりとい
へども、有信探勝の道俗時々尋来りて、僧都の成跡をとひけるゆへ、
旧記にのこれることども、かつ日ごろ聞およぶ説々、やや心に記せ
る所ばかりそこはかとなく此略記一篇をかひつけ侍る。文義のつた
なきは我よくすべきにあらず。ひとへに後人の添削をまつのみ。

正二位前権大納言 伊和 延喜

A 部分は、元亨二年（一一三二）に成立した虎関師鍊『元亨釈書』巻第
九「釈玄賓」の項や、『発心集』第一一一「玄敏僧都、遁世逐電の事」を
利用して作成された可能性が高い。ただし、同文的な引用をしていない
ので、「玄賓庵略記」作者が直接『元亨釈書』や『発心集』を見たかどう
かは不明である。また、傍線部「三論宗の碩徳」とある部分の「三論宗」
は明らかに「法相宗」の誤記である。玄賓は三論宗ではなく法相宗（唯
識宗）の僧である。一方、応永一三年（一四〇七）〜文安三年（一四四六）

頃成立とされる『三国伝記』巻四一六「玄賓僧都遁世ノ事」に「山階寺
ノ玄賓僧都ハ三論宗ノ碩徳也」という記述があることから、傍線部は『三
国伝記』の誤記をそのまま利用して記された可能性がある。

B 部分は『発心集』巻第一一一を利用して作成されたと推定される。
B 部分で不明なのが「とつ国」の歌の出典で、『江談抄』「外国ハ山水清
シ事多キ君カ都ハ不住サリケリ」、「僧綱補任裏書」「外国ハ山水清之
君カ都ハ不住マサレリ」、「閑居友」「とつ国は山水清しこと繁き君が
御代には住まぬまされり」、「古今著聞集」「外つ国は水草きよしことしげ
きあめのしたにはすまぬまされり」のどれとも合致しない。B 部分では、
玄賓は大僧都に任じられた際に「とつ国」の歌を詠み、三輪檜原の地を
出て越路に隠遁して渡し守になり、さらにそこから他郷に身を隠したと
独自の記述をしている。

C 部分は謡曲「三輪」を利用して作成された可能性が高い。C 部分で
注目されるのが大神神社境内にある「衣掛の杉」が今も枯れずにあると
記されている点である（傍線部）。この「衣掛の杉」は安政四年（一八五七）
七月二四日落雷によって折れたということであるから、「玄賓庵略記」の
成立は安政四年以前ということがわかる。

D 部分では田中で菜を摘む美婦（神の化身）と玄賓との歌のやりとりの
伝説が記されている。大神神社の一の鳥居の右側にあった茶店の旧地が
かつて女が玄菜を摘んだ所だという（傍線部）。かつては大神神社に「衣
掛け杉伝説」の他に「神女菜摘み伝説」があったことがうかがえ、注目
される。この伝説は謡曲「三輪」成立後、大神神社周辺で新たに成立し
たものと推定される。

E 部分は備中国湯川寺での玄賓の逸話を記している。備中国には「沼
多郡」はなく、玄賓は「哲多郡」に隠棲したとされているので、「沼多
郡」は「哲多郡」の誤記とみられる。「庵前の地に檜木の枝を倒にさし

入、一笠をかけ迭鞋一双を脱をきその去所をしらずといふ」という部分のうち、現在の湯川寺周辺では、玄賓がさした枝が大木になったという伝承はあるが、笠をかけ迭(たがいに)草鞋一双を脱ぎ置いたという伝承は伝わっていない。E部分では玄賓がさしたのは「檜木」とあるが、湯川寺周辺の伝承では「白檀木」とされ、この木が枯れたのは明治初年と伝えられている。²⁶「彼の寺の縁起」とは「湯川寺縁起」をさすとみられるが、寛文二二年(一六七二)成立の「湯川寺縁起」には「白檀木」のことが記されているので、「玄賓庵略記」作者は「湯川寺縁起」の存在は知っていたが実物は見ていなかったと推定される。E部分で特に注目されるのが、玄賓がさした木が繁って「一千年の星霜を経ぬる迄、天地とともに永く存せり」と記されている傍線部の記述である。現在の岡山県新見市土橋寺内に位置している湯川寺の本堂の前には文化九年(一八二二)に玄賓入滅後一千年を記念して建立された「僧都千年供養塔」と彫られた石碑がある(「湯川寺縁起」は弘仁九年(八一八)の玄賓寂年を弘仁四年(八一三)と誤認している)。「今にまた葉繁茂して」と記した「玄賓庵略記」作者は、湯川寺にある玄賓由来の「木」がまだ枯れずに存在していることを知っていた可能性が高いように思われる。また、「一千年の星霜を経ぬる迄」と記されていることから、「玄賓庵略記」は少なくとも玄賓寂後「一千年」となる文政元年(一八一八)に近い頃の成立であることがわかる。

F部分には縁起作者が執筆した部分と推定される。

末尾の「正二位前権大納言」は、前権大納言であった藤原基衡(一七二二—一七九四)とみられる。『公卿補任』によれば、藤原基衡は前権大納言藤原基香の男子で、桜町天皇の延享元年(一七四四)に参議となり、光格天皇の天明六年(一七八六)に出家(法名澄観・前権大納言正二位)後、寛政六年(一七九四)五月十日に七四歳で薨じている。玄賓庵蔵「玄賓庵略記」が収めてある文箱上蓋の表書きには「玄賓庵略記 正二位蘭大納言

基衡卿御筆」と記されている。基衡は藤原氏の「園氏」の系譜に連なる人物なので「蘭大納言基衡卿」と記されたことがわかる。これらのことから、「玄賓庵略記」の作者は藤原基衡で、玄賓庵蔵本は基衡自筆本である可能性が高いように思われる。基衡が作者だとすると、出家以降の晩年の作かと推定される。

結 語

以上で、大和三輪の玄賓僧都伝説についての筆者なりの考察を終えることとする。

本稿での検討により、一二世紀初めの『江談抄』で玄賓と三輪との関係についてふれられて以降、一三世紀初めの『発心集』『古事談』では三輪隠棲説話がより具体的に記され、一五世紀の謡曲「三輪」では三輪流神道説を背景に玄賓と三輪明神とのやりとりが描かれ、一八世紀末の『大和名所図会』では「衣掛け杉」が名所の一つとされていることが確認され、一八世紀末の「玄賓庵略記」では「衣掛け杉伝説」に加えて「神女菜摘み伝説」が成立していたらしいことがうかがえた。時代とともに、玄賓三輪隠棲伝説はより詳細なものへと発展していったようである。

三輪の玄賓庵について、大正四年に刊行された『磯城郡誌』の「玄賓庵」の項に「小字、ゲンピン谷にあり、真言宗古義派高野山金剛峯寺の所轄明王院の末寺なり。古は三輪山の北檜原谷にあり、其地山深く谷幽かに人跡至る罕なり弘仁中僧玄賓草庵をここに結びて隠遁す、因て玄賓谷と名く、後ち其遺蹟に大日如来を安置し之を玄賓庵と称す、中ころ荒廃せしか寛文七年比丘宴光中興す、後維新の初め神仏混淆の禁止によりここに移せり。(中略)此地は元大神神社の境内なりしか、維新の際神地に仏堂の存在を禁せられしに依り、明治元年今の地に移転し、境内

三百十七坪、本堂は寛文七年の建立、庵に玄賓僧都の木像・正二位園大納言基衡卿の筆に成る玄賓僧都縁起等を蔵す。」と記されている。この記述から、荒廃していた玄賓庵を寛文七年（二六六七）に宴光が中興して本堂を建立したが、明治の廃仏毀釈の際に今の地に移されたことがわかる。玄賓庵の沿革によれば、廃仏毀釈時に旧跡より一四間（約二五メートル）下った地に移したという。また、「基衡卿御筆」とされる玄賓庵蔵「玄賓庵略記」の存在から、江戸時代末期における玄賓庵の格の高さがうかがわれ、注目される。

三輪の玄賓隱棲伝説に関しては、現代の伝承の検討に加え、三輪流神道と慶円（一一四〇～一二三三）や叡尊（二二〇一～二二九〇）をめぐる問題等についても検討しておく必要がある。残された問題は別稿にゆずることとしたい。

注

〔本稿における諸資料よりの引用文中、旧漢字・異体字は原則として通行の字体に改めた。〕

- ① 興福寺本『僧綱補任』弘仁九年の項「前大僧都玄賓一六月十七入滅。河内国人。俗姓弓削連。〔宋〕八十五。」（『大日本仏教全書』第二三三冊、七八頁）。東京大学史料編纂所蔵『僧綱補任』（原蔵興福寺、影写明治四十四、架3016/号2）の該当部分には、「六月十七日入滅」（傍点筆者）とある。
- ② 西村稔氏「玄賓僧都観の変遷」（『園田学園女子大学論文集 第九号』一九七四・二二）、原田行造氏「玄賓説話に託した編者の意図」（同氏『中世説話文学の研究 上』桜楓社・一九八二、所収）、渡辺貞磨氏「玄賓説話考」（『大谷学報』一九八六・二）、広田哲通氏「隠者の原型——玄賓像の形成——」（同氏『中世仏教説話の研究』勉誠社・一九八七、所収）、ほか。
- ③ 興福寺本『僧綱補任』弘仁五年の項に、大僧都の玄賓が「遁去住二備

中国湯川山寺」（『大日本仏教全書』）とあり、『類聚国史』第百八十五・仏道部十二・高僧の弘仁七年八月二十日の項に「玄賓法師住二備中国哲多郡」（『新訂増補国史大系』）とある。

- ④ 原田信之「備中国湯川寺における玄賓伝説」（『新見女子短期大学紀要 第一七巻』一九九六・二二）・「備中国における玄賓終焉地伝説」（『論究日本文学 第七九号』、二〇〇三・一一）・「備中国における玄賓生誕地伝説」（『立命館文学 第五八三号』、二〇〇四・三）・「湯川寺縁起と玄賓僧都伝説」（『唱導文学研究 第四集』三弥井書店、二〇〇四・一〇）・「岡山県新見市の玄賓僧都伝説」（『新見公立短期大学紀要 第二七巻』二〇〇七・一一）・「岡山県高梁市中井町の玄賓僧都伝説」（『岡山民俗 第二二八・二二九号』二〇〇九・三）、ほか。
- ⑤ 奈良県桜井市での調査は、平成二四年（二〇一二）に行った。
- ⑥ 『古本系江談抄注解』（武蔵野書院・一九七八）、二七二頁。
- ⑦ 興福寺本『僧綱補任』弘仁五年の項に、大僧都の玄賓が「遁去住二備中国湯川山寺」（『大日本仏教全書』第二三三冊、七七頁）とあり、『南都高僧伝』には玄賓が「弘仁五年^{甲午}今年辞^{職籠}居本寺備中国誓多山寺」（『大日本仏教全書』第一〇一冊、五一七頁）とある。
- ⑧ 篠原昭二氏項目執筆「江談抄」（『日本短篇物語集事典』東京美術・改訂新版一九八四、所収）。
- ⑨ 堀部正二氏編著・片桐洋一氏補『校異和漢朗詠集』（大学堂書店・一九八一）、二二四頁の「玄賓」部分の校異に「粘・近・伊・寂・雲・田ナシ」とある。
- ⑩ 新日本古典文学大系『袋草紙』（岩波書店・一九九五）、一五四頁。
- ⑪ 三木紀人氏校注『方丈記 発心集』（新潮社・一九七六）、四六～四七頁。
- ⑫ 『日本古典文学大辞典』（岩波書店・簡約版一九八六）、「三輪」の項。
- ⑬ 謡曲「三輪」の引用は、日本古典文学全集『謡曲集二』（小学館・一九七三）によった。
- ⑭ 中山泰昌編『校註国歌大系 第五巻』（誠文堂新光社・一九三三）所収の『続古今和歌集』によった。
- ⑮ 注⑥の『古本系江談抄注解』（武蔵野書院・一九七八）、二七二頁。

- ①⑥ 奈良県史料刊行会編『大和名所記』（豊住書店・一九七七）、三〇〇～三〇一頁。
- ①⑦ 『大和名所図会』（歴史図書社・一九七二）、三四八～三四九頁。
- ①⑧ 注①⑦の『大和名所図会』、三四四～三四五頁。
- ①⑨ 注①⑦の『大和名所図会』、三四一頁。
- ②⑩ 注①⑦の『大和名所図会』、三三四頁。
- ②⑪ 「玄賓庵略記」の翻刻としては、『三輪叢書』（大神神社社務所・一九二八）所収本文、『大神神社史料第二卷』（大神神社史料編修委員会・一九七四）所収本文、『大神神社史料第六卷』（大神神社史料編修委員会・一九七九）所収本文があるが、誤植が多い。『三輪叢書』所収翻刻文および『大神神社史料第六卷』所収翻刻文は玄賓庵所蔵本の転写本を翻刻したものと推定され、末尾に「正二位前権大納言（黒印）／（右一巻巻物仕立水晶軸、全長一丈二尺縦一尺）／（黒印）」と記されている。『大神神社史料第二卷』所収翻刻文は玄賓庵所蔵本からの翻刻とみられるが、末尾に「（右一巻巻物仕立水晶軸、全長一丈二尺縦一尺）」とあることから『三輪叢書』所収

翻刻文も参照していることがわかる。

- ②② 『大日本仏教全書』第一〇一冊、二四〇頁。
- ②③ 池上洵一氏校注『三國伝記（上）』（三弥井書店・一九七六）、二〇九頁。
- ②④ 『江談抄』は注⑥の『古本系江談抄注解』二七二頁、『僧綱補任裏書』は『大日本仏教全書一一一』五七頁、『閑居友』は岩波新日本古典文学大系『宝物集 閑居友 比良山古人靈託』三六五頁、『古今著聞集』は岩波日本古典文学大系『古今著聞集』一四〇頁。
- ②⑤ 中山和敬氏『大神神社（改訂新版）』（学生社・一九九九）、一六七頁。
- ②⑥ 注④の原田信之「備中国湯川寺における玄賓伝説」。
- ②⑦②⑧ 注④の原田信之「湯川寺縁起と玄賓僧都伝説」。
- ②⑨ 『磯城郡誌』（奈良県磯城郡役所・一九一五）、三二四～三二六頁。
- 〔付記〕 調査にあたって、玄賓庵の金澤延真御住職に大変お世話になった。記して感謝申し上げる。

（新見公立大学教授）